事例1

管理者の変更を行っていたが、変更届の提出がされていない。

指摘事項等

管理者の変更が生じた際は変更の日から10日以内に市に変更届を提出すること。 提出が遅れてしまいそうな際は市に連絡すること。

根拠法令等

介護保険法82条

事例 2

指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申 込者のサービスの選択に資する重要事項(事故発生時の対応、苦情処理の体制等)が掲示さ れていないことを確認した。

指摘事項等

掲示すること。

掲示以外の方法の場合だと閲覧しやすい場所にファイリングなどをして備え付ける方法でも可とする。

根拠法令等

八千代市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成3 0年条例第23号。以下「条例」という。)第24条1項,2項

事例3

居宅サービス計画の作成やサービス担当者会議の記録等が漏れている期間がある事例を確認した。

指摘事項等

軽微な変更で行う場合においても、支援経過記録に記録する等、事例に応じて必要な措置を行うこと。また、軽微な変更で行うべきか判断が困難な場合は事前に市に確認をすること。

根拠法令等

条例第15条第16号

事例4

利用者に係る居宅サービス計画の一部が適正に保存されていない事例を確認した。

指摘事項等

記録は適正に保存すること。

根拠法令等

条例第31条第2項第2号ア

事例5

管理者に係る勤務の記録が整備されていなかった。

指摘事項等

記録を整備し完結の日から5年間保存すること。

根拠法令等

条例31条第2項第6号

事例6

介護支援専門員が作成した利用者の居宅サービス計画(以下「計画」という)について、や むを得ない事情があり、サービス担当者会議に参加できない担当者については、照会等によ り、その者の意見を求めなければならないが、その内容が記録されていない事例を確認した。

指摘事項等

やむを得ない理由があり、サービス担当者会議に参加できない担当者については、照会等により、その者の専門的な見地からの意見を求め、その内容について記録すること。

根拠法令等

条例第15条第9号

事例 7

居宅介護サービス計画の新規作成及びその変更に当たって、居宅サービスの計画原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならないが、居宅介護サービス計画に署名がされていない事例を確認した。

指摘事項等

文章により同意を得て、署名等を依頼すること。サービス計画を利用者及び担当者に交付すること。

根拠法令等

条例第15条第10号

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス,居宅療養管理 指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関す る基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年老企第36号。以下「留意事項 通知」という。)第3の6(1)